平成 25 年 1 月 4 日現在
静　岡　銀　行

〔期日指定定期預金〕

項　　目	内　　容
1.商品名	期日指定定期預金
2.販売対象	個人のお客さまに限定させていただきます。
3.期間	最長 3 年（据置期間 1 年） ※最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利継続）、自動解約入金（満期日に指定預金口座に入金する）のお取り扱いもできます。 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の 1 年後の応当日から通帳（証書）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。ただし、満期日の指定は、その 1 ヵ月前までに通知が必要です。 また、この預金の一部について満期日を定めるときは 1 万円以上の金額で指定してください。なお、満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
4.預入（受入）方法 (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	 定期預金作成時に元金全額を一括してお預け入れいただきます。 ①非自動継続扱い：100 円以上 300 万円未満 ②自動継続扱い　：1,000 円以上 300 万円未満 ③総合口座　　：10,000 円以上 300 万円未満 1 円単位
5.払戻（支払）方法	満期日以後に元金を一括してお支払いします。なお、預金の一部について満期日を指定された場合は、指定された金額で一部支払のお取り扱いができます。
6.利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)課税方法 (5)金利情報の入手方法	 お預け入れ時の期間別段階金利をお預け入れ期間に応じて適用します（固定金利）。 ①1 年以上 2 年未満：通帳（証書）記載の「2 年未満の利率」 ②2 年以上 3 年以下：通帳（証書）記載の「2 年以上の利率」 ※金利情勢によって段階利率が同一となる事があります。 満期日以後に一括してお支払いします。 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とした日割計算により 1 年複利の方法で算出します。 利息の 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）が分離課税されます。 金利については窓口でお問い合わせください。
7.手数料	不要です。
8.付加できる特約事項	①満 20 歳以上の個人のお客さまは、総合口座担保としてのお取り扱いができます。 ②少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客さまは、マル優のお取り扱いができます。
9.重要事項について	①この預金は預金保険の対象となります。（1 人あたり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。） ②1 年の据置期間経過後は、1 ヵ月前までにお引き出し日を指定していただくことで、いつでもお引き出しできます。 ③この預金は原則として満期日前に解約することはできません。ただし、やむをえず満期日前に解約する場合には、〔別紙 2〕に掲載する満期日前解約利率を適用します。
10.その他参考となる事項	①満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ②この預金および通帳（証書）は、譲渡または質入れすることはできません。
11.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 ①連絡先　全国銀行協会相談室 ②電話番号　0570－017109 または 03－5252－3772